

日高市国民健康保険税率の改定について

1. 前回の説明要旨

1)赤字とは

国民健康保険特別会計の収入は、保険税、公費、保険税軽減や出産育児一時金等への一般会計からの繰入金で賄っています。しかし、これらの収入で不足した場合、さらに一般会計から繰入を行うこととなります。この部分が赤字とされています。

2)埼玉県国民健康保険運営方針

県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町村と共同で、国民健康保険の安定的な運営を図るため、県は国民健康保険運営方針を策定しました。その中で、赤字削減・解消の目標年次を保険税準統一の目標年度の前年度である令和8年度までと設定されました。

3)赤字削減・解消計画

日高市でも平成30年度から6か年計画となる赤字削減・解消計画を策定し、令和3年度に税率の改定を予定していました。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、税率改定年度の変更が必要になったこと、さらに計画に沿った赤字の解消が進んでいないことから、計画の変更を行いました。

4)市町村の標準保険税率

県より各市町村へ納付金額が示され、各市町村は県へ納付金を支払います。そして、市が納付する納付金や保健事業に必要な支出額は保険税で集めなければならないとされています。

県は、支出に必要な額を各市町村が確保できるよう、毎年保険税率を示しています。

日高市の赤字解消が進んでいないことや令和8年度までに赤字解消できるようにすることなどについて県から指摘された経緯もあり、

- ①赤字を減少させていくため、税率改定を行わなければならない状況であること。
 - ②埼玉県の方針に合わせ令和8年度までにその他繰入(赤字)をゼロにするためには、令和4年度より、複数回の改正が必要であること。
- …を説明しました。

2. 保険税率の改定について

標準税率で算定した税額と現行税率で算定した税額の差は、約3.2億円あり、この差を少なくしていくため、保険税率を標準税率に近づけるような税率改定が必要になります。

しかし、一度の税率改定では、増額が大きくなりすぎるため、被保険者の負担増を考慮しながら、今回は約1.1億円(不足額の約1/3)の削減ができるような税率を設定しました。

改定の考え方

「基礎課税額(医療分)」「後期高齢者支援金等課税額」「介護納付金課税額」それぞれ、標準税率及び賦課割合に近くなるような税率に変更を行っていきます。

1) 令和4年度の保険税率について

「基礎課税額(医療分)」

所得割は、現行税率の方が高いため現状を維持し、均等割を4,000円増額。

「後期高齢者支援金等課税額」

所得割は、ほぼ標準税率と同じであるが、税額を確保していくため0.1%増額。
均等割については、標準税率との差があるため2,500円増額。

「介護納付金課税額」

所得割、均等割共に標準税率との差が大きいため、両方を変更する。
所得割を0.5%、均等割を4,000円増額。

「全体」では

所得割0.6%、均等割10,500円の増額となります。

○低所得者均等割軽減

前年中の世帯の総所得により均等割額について軽減が適用された場合

40歳以上64歳未満の被保険者の場合の増加額：7割軽減⇒1人あたり3,100円

○未就学児の均等割軽減

令和4年4月1日より、未就学児に対する均等割額が5割軽減されるようになります。

(対象者が低所得者均等割額の7割軽減に該当している場合は、低所得者均等割軽減後の残りの3割分にあたる額からさらに5割軽減をするため、合計で8.5割が軽減されることになります。)